



# 職業訓練受講給付金及び秋田県特定職業訓練促進給付金チェックリスト

ここからスタート

※職業訓練受講給付金等の詳細は訓練担当までお問い合わせください。

【チェック①】雇用保険被保険者でない、または雇用保険の給付を受給できませんか？

はい・できない

いいえ  
不該当

【チェック②】全ての訓練実施日に出席することができますか？(やむを得ない理由がある場合は8割以上の出席)

はい

※各収入には、賃金、役員報酬、各種年金、仕送り等が含まれます。

いいえ  
不該当

【チェック③】あなたの収入は月額8万円(税込)以下ですか？

いいえ

【チェック③】あなたの収入は月額12万円(税込)以下ですか？

はい

いいえ

はい

いいえ  
不該当

【チェック④】あなたと同居又は生計を一にする別居の配偶者、子、父母の収入額合計が月額30万円(税込)以下ですか？

※生計を一にするとは、

- 住民票上、同一世帯に属している
- 住民票上、世帯を異にしているが、住民票上の住所が同一である
- 単身赴任等で住民票の住所が異っているが、その事情が消滅後戻る場合や経済的援助を継続的に受けている場合など

いいえ

はい又は単身世帯

【チェック④】あなたと同居又は生計を一にする別居の配偶者、子、父母の収入額合計が月額34万円(税込)以下ですか？

※生計を一にするとは、

- 住民票上、同一世帯に属している
- 住民票上、世帯を異にしているが、住民票上の住所が同一である
- 単身赴任等で住民票の住所が異っているが、その事情が消滅後戻る場合や経済的援助を継続的に受けている場合など

いいえ  
不該当

【チェック⑤】世帯全体で保有する金融資産(現金、預貯金、株式、債券等)が300万円以下ですか？

いいえ

はい

はい

【チェック⑥】現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していませんか？

いいえ

はい

はい

【チェック⑦】過去3年間に不正行為により、国の給付金等の支給を受けていませんか？(詳細は訓練担当へ)

はい

はい

いいえ  
不該当

【チェック⑧】世帯の中で職業訓練受講給付金を現在受給している方がいませんか？(世帯構成はチェック④と同じ)

はい

はい

いいえ  
不該当

【チェック⑨】あなたは、連続受講以外に職業訓練受講給付金を受給していませんか？(詳細は訓練担当へ)

はい

はい

いいえ  
不該当

【チェック⑩】訓練期間中から訓練終了後、定期的(月1回)にハローワークに来所することができますか？  
就職に向けた就職支援計画を実施できますか？(就職支援計画は選考通過後にハローワークに来所のうえ作成します)

はい

はい

職業訓練受講給付金

月10万円+訓練施設までの交通費(通所手当)が対象となる可能性あり

訓練施設までの交通費(通所手当)のみ対象となる可能性あり

秋田県特定職業訓練促進給付金

時限措置(支給単位期間の令和7年3月31日が最終日とする)

【チェック⑪】上記「職業訓練受講給付金」の支給対象者ではないですか？

いいえ  
不該当

はい

介護・建設・製造・IT分野の訓練に限り  
訓練期間(支給単位期間)1か月あたり7万円が支給対象となる可能性あり

※訓練日数等によっては、支給額が日割支給となる場合があります。